

建築基準法施行細則第3条の9に基づく 公聴会の公開等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法施行細則(昭和59年船橋市規則第77号)第3条の9の規定に基づき、公聴会の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開・非公開)

第2条 公聴会は、公開とする。ただし、公聴会で聴取する意見が船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。)第26条ただし書の規定に該当する場合は、公聴会を非公開とすることができる。

(公聴会の公開の方法)

第3条 公聴会の公開は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(公聴会の傍聴)

第4条 公聴会を傍聴しようとする者は、開会10分前までに傍聴者名簿に必要事項を記入しなければならない。

2 主宰者は、公聴会における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴者の数を制限することができる。

3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、特別な事情があるときは、主宰者の定める方法により決定することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、公聴会を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他主宰者が傍聴することを不適當と認める者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 公聴会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- (4) 発言し、騒ぎ立てる等公聴会の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会場において食事又は喫煙をしないこと。
- (7) 事前に主宰者の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他公聴会運営に支障となる行為をしないこと。

(主宰者の指示)

第7条 主宰者は、場の秩序の維持及び円滑な公聴会運営を確保するため、傍聴者に必要な指示をし、又は係員に指示して傍聴者を退場させることができる。

2 主宰者は、公聴会を非公開とするときは、係員に指示して傍聴者を退場させることができる。

(記録等の開示)

第8条 公開とした公聴会について記録等の開示の申出があったときは、これに応じるものとし、非公開とした公聴会について記録等の開示の請求があったときは、条例の定めるところにより取扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。